

## 平成 30 年度第 1 回恵那市農業振興地域整備促進審議会 議事録

開催日時 平成 30 年 8 月 20 日 月曜日 午前 10 時～午前 11 時 10 分  
開催場所 恵那市役所 西庁舎 3F 災害対策室  
出席人員 委員 26 名中 20 名出席（欠席報告 4 名、当日欠席 2 名）  
市職員 4 名（大塩副市長・林農林部長・加藤農政課長・横光係長・小栗総括主査）

司会進行 加藤課長 みなさんこんにちは。定刻となりましたので只今から平成 30 年度第 1 回恵那市農業振興地域整備促進審議会を開催させていただきます。本日の司会を務めさせていただきます農政課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。今回第 1 回の審議会になりますが、条例第 4 条によりまして、みなさんの任期は 2 年となりまして、今回が最初の審議会ということで委嘱式を行いますが、既に委嘱書はお席に配布させていただいております。代表の方に副市長から委嘱書をお渡ししたいと思います。それでは、全体を代表いたしまして、夏目さま委嘱書受理のご準備をお願いします。（大塩副市長から農業委員会代表 夏目廣美さんへ）

### 1.委嘱式

大塩副市長 委嘱書、恵那市農業委員会代表 夏目廣美さま。恵那市農業振興地域整備促進審議会委員を委嘱します。任期、平成平成 32 年 3 月 31 日まで。平成 30 年 4 月 1 日 恵那市長 小坂喬峰。よろしくお願いいたします。

加藤課長 それでは、以後次第に沿って進めさせていただきます。2 番の開会のあいさつでございます。副市長より、あいさつをお願いします。

### 2.開会のあいさつ

大塩副市長 みなさん、おはようございます。本来ですと、市長が、ごあいさつするべきですが、本日、上京しておりますので、副市長の大塩が代わりにあいさつをさせていただきます。今日、第 1 回恵那市農業振興地域整備促進審議会にお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。今回、新たに 2 名の方が委員に入ってみえます。本日、欠席ですが上矢作の梅本さんと、ご出席いただいております三浦さん、女性の方が入られました。よろしく、お願いします。

先程、事務局がお話しましたように、今回、5 年に一度の基礎調査によりまして、計画変更を行うということで、非常に大事な審議会となります。

是非、みなさんの、ご意見をいただきまして計画を作成してまいりたいと思います。

さて、恵那市は、みなさんご存知のとおり中山間地域という厳しい経営条件の中、国の中山間直接支払制度及び多面的機能交付金、或いは中間管理機構などの事業等に取り組みまして何とか農業経営がなりたっているのが実情だと思います。そのような状況の中、なんとか農業が一本立ち出来る市の産業にしたいという意向から、儲かる農業を模索しております。今後、農業施策として良い案がありましたら、ご提案をいただきたいと思っております。

今日は、先程申し上げましたように第1回となりますので、慎重審議いただけることをお願いしまして、あいさつとさせていただきます。

### 3. 役員を選出について

加藤課長            ありがとうございます。続きまして、次第3の役員を選出に移らせていただきます。恵那市農業振興地域整備促進審議会条例第5条第1項により審議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定めるとあります。選出の方法ですが、みなさまからご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三宅委員            事務局一任

加藤課長            今、事務局一任とのご意見がありましたが、よろしいでしょうか。それでは、事務局案を提案していただきたいと思います。

事務局              審議会の会長は、毎回、慣例によりまして農業委員会の会長さんをお願いしておりまして、今回、審議会の会長さんに農業委員会の会長の夏目さんを、ご提案させていただきます。

加藤課長            只今、事務局から提案のありました恵那市農業委員会会長の夏目廣美さんをご提案いただきましたがよろしいでしょうか。

委員全員            異議なし

加藤課長            ありがとうございます。では2年間、夏目会長さんよろしく申し上げます。続きまして、審議会条例第5条第3項に副会長のついでに記載がありまして会長があらかじめ指名する者が、職務を代理するとありますが、こちらについては、会長よりご指名をお願いします。

夏目会長            農業委員会の伊藤英貴さんを指名させていただきます。本日は欠席ですが、内諾はいただいております。よろしく申し上げます。

加藤課長            只今、会長からご指名がありました、農業委員会職務代理の伊藤英貴さんを副会長とさせていただきますので、よろしく申し上げます。  
それではここで、新会長の夏目さまより、ご挨拶をいただきたいと思えます。

夏目会長            暑い夏が終わったかのようなこの2、3日ではございますが、今年の夏も乗り切りました。今日の審議会は、5年に一度の大きな計画変更ですので、みなさまの慎重なる、ご審議をお願いしたいと思います。

加藤課長            はい、ありがとうございます。本来であれば、ここで副会長の伊藤さまより、ご挨拶をいただくところではありますが、本日、ご欠席でございますので次へ進めさせていただきます。みなさまへ本日の委員名簿を、お

配りしておりますが、この名簿にて、委員紹介とさせていただき、各委員さんからの自己紹介は省略させていただきます。なお、名簿の番号2の恵那市農業委員会 職務代理者の伊藤さん、番号9の大井地区農業振興協議会の矢頭さん、番号20番の上矢作地区農業振興協議会の安藤さん、番号21の恵那市農業振興協議会の梅本さん、番号22の恵那市農業委員会第1地区の水野さん、番号25の恵那市農業委員会第4地区の安藤さんが欠席となっておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、次第4の諮問に移らせていただきます。審議会条例の第2条に、審議会は農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項において市長の諮問に応じ、必要な事項について審議するとうたわせていただいておりますので、只今から大塩副市長より、諮問をさせていただきますので宜しくお願いします。

#### 4.諮問について

大塩副市長 恵那市農業振興地域整備促進審議会 会長さま、恵那市長 小坂喬峰  
恵那農業振興地域整備計画の変更について(諮問)、最近の農業を取り巻く環境は、高温障害や豪雨と異常気象による農作物の品質低下や収量減少、また、農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加等大変厳しい状況にあります。こうした時代背景を的確に捉えつつ、社会情勢の変化に即応した総合的な土地利用を推進するため、恵那市農業振興地域整備促進審議会条例第2条の規定に基づき「恵那農業振興地域整備計画」の見直しについて諮問します。どうぞ、よろしくをお願いします。

加藤課長 ありがとうございます。それでは、本日、大塩副市長は他の公務がありますので、ここで退席させていただきます。宜しくお願いします。続きまして、次第5番の「農業振興地域制度の概要について」を事務局から、ご説明をさせていただきます。

#### 5.農業振興地域制度の概要について

小栗総括主査 みなさん、おはようございます。市役所農政課の小栗と申します。私から農業振興地域制度の概要について、ご説明をいたします。  
農業振興地域制度とは農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、優良な農地を確保しながら、農業振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。昭和44年に農業振興地域の整備に関する法律が制定されております。また、最近の改正でいいますと平成21年①国、県が確保すべき農用地面積の目標を設定②公共施設の開発行為の法定協議制度の導入③農用地区域からの除外の厳格化④農用地区域への編入の促進等があります。次に制度のしくみですが、市では農業振興地域整備計画を策定し、県へ協議します。県は農業振興地域整備基本方針を策定し国へ協議します。このような流れになります。右側に記載がありますが、農業振興地域の指定は県で行っております。農用地区域・用途区分の指定などを行っており、市では筆で農用地を指定しております。その下、説明資料4の恵那農業振興地域整備計画の内容に入ります。農業振興地域整備計画は、おおむね10年先を見据えて市が定める計画です。市はこの計画の中で、

将来にわたって農業のために利用すべき土地を「農用地域」として定めています。計画内では、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地の保全計画、農業近代化施設の整備計画といったような8項目について整備計画内で定めております。

次のページでは、農業振興地域と農用地域について説明があります。

先程、少し触れましたが、農業振興地域とは、今後おおむね10年以上にわたり、総合的に農業の振興を図るべき地域、岐阜県基本方針にて指定をしております。農用地域とは、今後おおむね10年以上にわたり、農用地等として利用を確保すべき土地で市の整備計画で指定しています。

また、農用地域は地番で一筆ごとに管理をしています。農用地域は農業上の用途についても、下記にあります農用地から農業用施設用地に分けて指定されています。次のウですが、土地利用に関する規制があります。原則、開発・転用できません。農家住宅等の計画がある場合は、農用地域からの除外が必要です。エ 整備計画を達成するために農業関連施策が優先的・集中的に実施されます。土地改良事業(ほ場整備等)、中山間地域等直接支払制度ほか、後、税制上の優遇措置が受けられます。次に、農業用施設用地についての説明があります。□農用地域の田・畑等に介在又は隣接しており、その農用地と一体的に保全する必要のある農業用施設用地、□整備計画書に農業用施設用地として掲げられるものなどが農業用施設用地となります。次のページには、農業振興地域内農用地域イメージ図が載せてあります。全体の恵那市があり、その中に農業振興地域があり、その地域内に、一筆一筆の農用地があります。また、農業振興地域と都市計画用途区域は重複しません。次ページへ移りまして、6の計画変更ですが、特別管理、一般管理、軽微な変更があります。特別管理とは、おおむね5年に一度、基礎調査を実施した結果による見直しで、前回は平成24年・25年に行いまして、今年度が見直しの年になります。次が一般管理ですが、これは、経済事情等の情勢の推移による随時見直しで、先程も申し上げましたが、農家住宅や分家住宅を建てたいなど、個人さんからの希望による除外を毎年行っております。昨年までは、7月1ヶ月で受け付けを行い、半年後に許可するという流れでやってきましたが、今年度から年に2回受付をするようにしました。7月受付は、現在、受付は終了し整理しております。今年度2回目の受付は31年の1月に行う予定です。次に軽微な変更ですが、こちらは用途区分のみの変更で、土地の面積が1haを超えないものであり、具体的に言うと農業用倉庫などを建てる場合など用途区分の変更を行うものが軽微な変更です。こちらは随時の受付になります。

次に7の農用地域からの除外の要件ですが、国で定める5要件すべてを満たしており、恵那市の除外基準7要件のどれかに該当した場合のみ除外申請が可能です。次の5ページですが、農業振興地域整備計画変更までの流れですが、申請受付からはじまり、内容審査、整備計画変更準備、県事前協議・変更協議・同意を経て、公告を行い除外が終了となります。

除外終了後、転用の手続きが必要となりますので、農業委員会で手続きをしてもらうこととなります。農業委員会は毎年10日締め切りとなりますので、除外の許可がおりしだいスムーズに手続きをしてもらうこととなります。以上、簡単ですが農業振興地域制度の概要の説明とさせていただきます。

横光係長

少し補足をさせていただきます。資料5ページの一連の流れは、通常の一般除外の時の流れでございます。本日、協議いただくのは、基礎調査による変更となりますので申請受付はありません。整備計画の変更準備から事務が始まっております。また、通常ですと最終的には申請者へ除外完了の通知を行いますが、今回の基礎調査に関して通知は行いません。その辺りが一般除外と基礎調査による除外との違いになります。

加藤課長

只今、「農業振興地域制度の概要」について、ご説明させていただきました。多くの委員さんが、以前審議会の委員をお務めになってみえますので、確認の意味もあって一通り、ご説明させていただきました。よろしかったでしょうか。ありがとうございます。それでは、次第に戻りまして6番の協議事項に移らせていただきます。審議会条例第5条第2項によりまして会議の議長は会長さんとなりますので、協議事項が2つありますが、こちらの進行については、夏目会長さんをお願いしたいと思います。

夏目会長

会長が会議の議長を務めるとの事ですので、よろしく、お願いします。それでは、協議事項に入ります。「農業振興地域の区域の変更について」事務局より説明をお願いします。

## 6.協議事項

小栗総括主査

引き続きまして、農業振興地域の区域の変更について、ご説明させていただきます。別冊一の資料がありますが、先程、ご説明しました大枠の区域を縮小するといった内容になります。

別冊1の資料に基づき説明。

右に変更理由が記入してありますが、恵那西工業団地開発事業により、都市計画の用途地域を指定するため、その部分の農業振興地域区域を外すものであります。場所は恵那市武並町竹折と三郷町野井になります。恵那西中学校の奥になります。恵那西工業団地開発事業の開発面積は、195,300㎡、造成区画は3区画となっております。事業開始からこれまでの経過ですが、平成27年4月の事業着手から始まり、平成30年4月、土壤汚染状況調査完了、事業の再開となっておりますが、実はこの案件は昨年度もみなさまに審議いただいておりますが、県へ区域除外の申請を挙げておりましたが、途中で土壤汚染問題がでてきて、そちらの対策が進まず、提出した申請を取り下げています。今年に入って、土壤汚染範囲も確定することができ、汚染対策も前に進みだしたことで、目処がついたため再度、申請を挙げるものです。担当課は商工課ですが、確認したところ、現在、県へ許可申請中で許可が下り次第、汚染土壌の除去工事を行うとの事です。現在はこのような状況です。次のページからは工業団地の計画平面図、開発事業スケジュール、除外区域エリア、最後のページが位置図になります。以上、大変簡単ではございますが、農業振興地域の区域変更の説明とさせていただきます。

夏目会長

はい、ありがとうございます。今、事務局からの説明で何かご質問はありませんか。特に意見はないようですので、諮問については特に意見な

しでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

続きまして、恵那農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします

事務局

それでは、事務局から協議事項の2番目、恵那農業振興整備計画の変更について、ご説明をさせていただきます。この計画変更というのは、5年一度、行政側から見直すというものであり、毎年行っているものは、一般除外の受付であり、個人の方から、家を建てたい、地域の住民にとって必要な施設を建てたいなど、具体的な目的があって個人からの申請を受け取って除外を行うものであります。今回の審議いただく計画の変更は、個人申請のものではありません。現在の農用地指定をしておりますが、実際、農地として機能していないところ、また、地籍調査などで面積が変更になったものとか、地番が変わったものとかありまして、今回はそのようなものを変更していくものです。(2) 計画変更にあたっての作業経過ですが、この特別管理というものは2年間かけて行うものですが、昨年度は農家アンケート調査も、みなさんにご回答していただいております。次のページに入って(3) 変更理由は、具体的にいいますと、軽微な変更でいうと地籍調査事業、土地改良事業、分合筆による地番変更、面積の異動などがあつたものについて修正を行うということで、土地改良事業対象地区、地籍調査事業対象地区など具体的に地区名を載せてあります。右のページには、農用地区域からの除外の項目では、ア、イとありますが先ずアとして農地転用されることが確実になった土地、農地現況確認調査を実施した結果、登記地目が農地になっているが、現況地目が農地以外の地目(宅地、雑種地)になっており、非農業的利用地として農地転用されることが確実なものとして除外する。イとしましては、農用地区域の設定要件(法第10条第3項各号)を満たさなくなり、農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなった土地、農地現況確認調査を実施した結果、現況において農地として復旧が困難な土地について除外する。3番として農用地区域への編入ということで、数は少ないですがございます。どのような農地を編入するかといいますと、新たに中山間地域直接支払制度における協定対象農地に含める農地などです。次の面積修正はありません。

次のページへいきますと、変更内容を一覧表に載せてあります。変更理由別面積で軽微な変更ですが、件数1,919件で面積が780,254㎡になります。

次の軽微な変更以外の変更に関しては、先程、申し上げました編入する土地になりますが、8件で4,968㎡が中山間直接支払制度に新たに組み込む事による編入です。次に、右ページをご覧ください(イ)農用地区域から除外する土地ですが、①～③まで理由別に件数及び面積が載せてあります。①(農用地区域に含まれない土地となったため)においては、KDDIなどの携帯の基地局となります。②(①以外で農地転用されることが確実になったため)は、ほとんどありませんが、6件で1,559㎡、そして③(農用地区域の設定要件を満たさなくなり、農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなったため)については、464件、280,915㎡となりますが、こちらは、農業委員会より非農地通知を発送した土地などになります。

上記の内容からわかるように、今回の除外に関しては、個人からの一般申請にかかるものではありません。また、この計画は、各地区の振興協議会

及び、関係農業団体にも送付し意見をお伺いします。

このような、内容で今回変更をかけますが、これから県へ協議をかけていきますので、協議の中で変更内容の数値が変わることもありますので、了解いただきたいと思います。

また、今、変更理由書についてお話しましたが、整備計画書の案も資料としつけてあります。内容については、古いものは削除し、新しいものに関しては、追加するなどしております。繰り返しますが、今回の変更は一般申請によるものではありませんので、個人のみなさんに通知は行きません。以上、特別管理（5年に一度の基礎調査による変更）についての説明とさせていただきます。

## 7.答申について

夏目会長

はい、ありがとうございます。この件について何かご質問はありませんか。特に意見がないようですので、意見なしで答申させていただきますので宜しくお願いします。

協議事項が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

加藤課長

議長ありがとうございます。次第の8番、その他ということで住むとこ深すプロジェクト及び農家アンケートについて事務局より、ご報告させていただきます。

## 8.その他

事務局

農政課の横光と申します。慎重な審議ありがとうございました。ここで皆さまに情報提供をさせていただきます。何点がございしますが、最初は住むとこ探すプロジェクトの進捗状況について資料2についてお話しします。実はこちらについては昨年から検討をはじめております。目的として、農業振興地域整備計画があり、優良農地を守っていくのが基本ではありますが、とはいえ人口減少対策とか後継者対策など、地域の担い手を確保することも重要であります。農振に入っていることで、移住定住に対する壁があれば、そこを慎重に検討してニーズに応じていきたいというのが、今回のプロジェクトの主旨であります。昨年は何を行ったかといいますと、各地区の振興事務所や地域自治区会長さんに農用地に住宅を建てるには、どのようにしたら良いか。その手続きについて、ご説明をさせていただきました。地域において定住計画があれば、それを行政の計画として、何故、そこに住宅が必要なのかなどの利用なども考え、協議をしていく予定でしたが、中々、地域からの要望はありませんでした。それで、今年度は地域に伺いをたてても難しいということで、やり方を再検討しまして、除外基準の運用を考え直したい。具体的には、一般住宅を建てるにはどうしたらいいのかというガイドラインを作っていきたいと考えております。その根拠となる行政計画となるものは、都市計画マスタープランがありますので、そのプランを拠りどころに考えていきたいと考え、予定では10月に開催させていただく、第2回の審議会でご提案をさせていただこうと考えております。そこで了承していただければ、その後、周知を図り、申請受付をしていく予定をしております。いずれにしても、農業振興地域整備計画とは、優良農地を確保することが第1原則で、とは言え、生産性が

見込まれない農地も一方ではありまして、そのような場所にも農振指定がかかっているのも事実です。そのような、場所に一般住宅を建てることなど、よく検討して受付をしていきたいと考えております。先程も言いましたが、そのあたりを次回の審議会でご提案をさせていただきたいと思っておりますので、その時には、皆さまのご意見をいただきたいと思います。

続きまして、資料3の農家アンケートについてご説明します。このアンケートというのは、今回の5年に一回の見直しにあたって、すべての農家の方に対して行っているものです。その集計結果を、すべて印刷させていただきましたので、お時間のある時に、目を通していただいて恵那市の課題について見ていただければと思います。前半の部分は、前回調査と今回調査の違いを、グラフ等で表しています。後継者及び耕作放棄地問題に関しては悪化していることは、見てとれますが、ほとんど答えの内容に関しては5年しかたっていないので、傾向としては一緒ではないかなと思います。17ページ以降は今回のアンケート調査の内容となっております。実は5年間と少し設問を変えたところがあります。例えば調査表用紙問16 現在、作られた農作物をどのように販売・消費していますか。問17は販路拡大についての設問がありまして、今後、販路拡大先としてお考えになっているものがあれば、ご記入下さい。そのような、質問に対する個別の回答が、単純集計結果及び、設問内その他の自由記載欄にご記入のあったものを掲載しております。

このアンケートの内容を少しでもくみ取っていただけたらと思います。

話は変わりますが、今、皆様にチラシをお配りしております。今、農政課では、えなの食べるプロジェクトに関連して、食農交流会を昨年から開催しております。生産者と飲食関係者をマッチングして、つながりを深めている取り組みですが、この第4回の交流会が来週の金曜日8月31日に武並コミュニティーで行います。今回は、奥田政行さんという山形県鶴岡市でレストランを営んでいる方で、地場産の食材を使って料理を提供する、生産者と一緒に食材を育てる、守る、料理で地域を元気にする等に取り組む、日本及び世界的にも有名な方です。その方の、講演会を行うとともに、恵那の食材を利用した料理教室も行う予定です。定員は、100名ですが、まだ若干空いていますので、ご希望の方はご連絡下さい。情報提供は以上になります。

加藤課長

只今、その他で3点ほど、お話させていただきました。それに対して、また、全体を通して結構ですが、ご質問とかありましたらお受けしたいと思っております。よろしいでしょうか。はい、それでは最後、閉会のあいさつに移りたいと思っております。

夏目会長、宜しくお願いします。

## 9.閉会のあいさつ

夏目会長

最後に1つ皆様に、ご紹介させていただきます。平成30年4月から農地付き空きや制度を行っております。豊田市では、申請者はゼロということですが、恵那市は7件の申請がありまして1ha 近い農地を取得されて、先日、最初にこの制度を利用された方のところへ、激励に行ってきました。耕作放棄地であったところを農地として再生してみえました。

それでは、平成 30 年第 1 回恵那市農業振興地域整備促進審議会を終了します。どうも、ありがとうございました。